

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 9 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準を定めた「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）」の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>サウナ設備</u>)</p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)</u>の位置及び構</p>	<p>(<u>簡易サウナ設備</u>)</p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設置するテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u>又は<u>バレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であって、電気を熱源とするもの(定格出力6キロワット以下のものに限る。)<u>又は薪を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準に定める離隔距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項(第2号から第9号まで、第15号及び第19号に係る部分に限る。)</u>及び<u>第2項(第6号を除く。)</u>並びに<u>第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(<u>一般サウナ設備</u>)</p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける</u></p>

造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第58条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、消防局長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(5) [略]

(6) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)～(16) [略]

放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準に定める離隔距離以上の距離を保つこと。

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第58条 [略]

(1)～(5) [略]

(5)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものであって営利を目的としないものを除く。)

(6) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)～(16) [略]

備考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。